

市街化区域内の農地転用について

●市街化区域内であれば、目的に応じた届出書をご提出ください。

農地法	転用主体と目的のちがい	届出者
第4条	農地所有者の自己目的による転用	農地所有者、または委任を受けた者
第5条	譲受人の目的による転用	譲渡人及び譲受人、または双方から委任を受けた者

●届出に必要なもの

◎印・・・必ず必要なもの

○印・・・該当する場合、必要なもの

	書類の名称	備考	農地法第4条	農地法第5条
◎	届出書(正・副)	転用にあたって他法令の指定を受けていないか確認	1部	1部
◎	位置図	明細地図程度のもの(届出場所を朱線等で明記)	1部	1部
◎	公図の写し	原本、証明日から3ヶ月以内のもの 分筆を必要とする場合は、分筆後のもの	1部	1部
◎	土地全部事項証明書	原本、証明日から3ヶ月以内のもの	1部	1部
○	開発許可書の写し	都市計画法第29条の開発許可が必要な場合(500㎡以上)	-	1部
○	委任状	届出者が農業委員会事務局へ直接届出書を提出できない場合。5条の届出の場合は譲受人及び譲渡人からのもの	1部	1部
○	仮登記承諾書	届出をする土地に仮登記が設定されている場合	-	1部
○	戸籍謄本	届出者が未成年の場合	1部	1部
○	土地改良区の受理証明	土地改良区の受益区域の場合	1部	1部
○	譲渡人の住民票・不在住証明書・住居表示変更証明書・戸籍の附票	譲渡人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合	1部	1部
○	法人資格証明	譲渡法人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合	1部	1部

●ご注意ください

※駐車場や資材置場への転用の場合、500㎡以上の埋め立て等(盛り土、切り土)がある場合は、「大磯町土地埋立て等規制条例」(大磯町環境美化センター)に係る許可が必要となります。【要確認】

※届出をただけでは土地登記簿上の地目は変わりません。必ず法務局で地目変更登記の手続きをして下さい。

※固定資産税の評価が農地以外であっても、土地登記簿上の地目が農地のときは転用の届出が必要です。

※工事作業場のような一時的な転用にも届出が必要です。

※届出は随時受け付けし、1～2日後受理書を交付します。

●届出書ダウンロードはこちらから→ <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/gyosei/nougyo/1359101925620.html>

農業委員会へのお問い合わせ
電話:0463-61-4100 内線358

[前のページに戻る](#)

[ホームへ](#)